

協議第30号

保健衛生事業の取扱いについて（その1）

保健衛生事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年3月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

保健衛生事業の取扱いについて

- 1 保健衛生事業のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続する。
 - ・女性健康診査

平成19年 3月29日

原案承認

・ 修正承認

・ 継続審議

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	1 女性健康診査
調整方針	新市の事業として継続する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	熊 本 市	富 合 町	
	<p>女性健康診査 対象者：健診を受ける機会のない18歳～39歳女性 内 容：問診、身体計測、血液検査、診察、尿検査、 血圧測定、骨量測定、体脂肪測定、栄養相談、 歯科健診等 実施機関：各保健福祉センター 実施回数：毎月1回／センター 定 員：1回につき40人 費 用：無料</p>	該当なし	合併後は富合町域を含む全市域、全市民を対象として事業を実施する。